佐賀共栄 VISA カード法人会員特約

第1条(名称)

本カードは株式会社 佐賀共栄銀行(以下「甲」という)と九州カード株式会社(以下「乙」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「佐賀共栄 VISA 法人カード」と称します。

第2条(会員資格)

本特約ならびに九州カード会員規約を承認のうえ入会の申込をした法人または非法人たる団体(以下 まとめて「法人」という)のうち、甲と乙が適格と認めた法人を法人会員(以下「会員」という)とし ます。

第3条(会員資格の喪失)

- 1. 甲もしくは乙の一方から、カード会員資格を取り消された場合には、佐賀共栄 VISA 法人カード会員 としての資格を喪失するものとします。
- 2. 乙の定める一定期間、本カードによるクレジット利用がない場合、乙は本特約によりカード更新を行わず、会員資格を喪失できるものとします。

第4条(甲のサービスの利用)

- 1. 会員は、甲より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
- 2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、甲の所定の方法に従うものとします。

第5条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、九州カード法人会員 規約が適用されます。

≪個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約≫

第1条(株式会社佐賀共栄銀行への個人情報の提供および利用に関する同意)

- 1. 法人会員(以下「会員」という)は、九州カード株式会社(以下「当社」という)が保護措置を講じた上で、株式会社 佐賀共栄銀行(以下「甲」という)に対し、甲における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。
- (1)九州カード法人会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
- (2)本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
- (3)カード会員番号が無効となった事実(但し、その理由は除く)
- (4)カード会員資格の喪失(但し、その理由は除く)
- (5)本カード申込に対する審査の結果(但し、その理由は除く)
- 2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲に対し、甲のポイントサービスの提供を目的として、下記 の個人情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。
- (1)会員の本カードの利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報
- 3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲の銀行業務における、①新商品情報のお知らせ、関連する アフターサービス、②市場調査・商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的と

して、第1項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、甲がこれらを利用することに同意します。

4. 会員は、前項の同意の範囲内で甲が当該情報を利用している場合であっても、甲に対しその中止を申し出ることができます。

株式会社 佐賀共栄銀行 お客様サポートセンター

〒840-0831 佐賀市松原 4 丁目 2-12

電話番号 0120-058352

第2条(当社への個人情報の提供および利用に関する同意)

- 1. 会員は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
- (1)会員規約等もしくは会員と甲間の契約等に基づき、甲に届出のあった情報または会員が甲に提出する書類等に記載されている情報
- (2)甲における会員の会員資格およびこれに関する情報
- 2. 会員は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2 項記載の目的および甲の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項(1)に定める個人情報 を提供し、当社がこれを利用することに同意します。
- 3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第8条1項記載の連絡先に行うものとします。

以 上 (2005年4月改定)